

指定基準

土壤汚染対策法では下記のリスクに対し、それぞれ基準が設けられています。

- ①地下水摂取などによるリスクについて土壤溶出量基準（全ての特定有害物質）
- ②直接摂取によるリスクについて土壤含有量基準（重金属を中心に9物質）

※R4.4.1 現在

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壤溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壤 1 kg につき カドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壤 1 kg につき 六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤 1 kg につき 水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壤 1 kg につき セレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壤 1 kg につき 鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壤 1 kg につき 砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壤 1 kg につき ふっ素 4000mg 以下であること
第三種特定有害物質 (農薬+PCB)	ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること	土壤 1 kg につき ほう素 4000mg 以下であること
	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと		